

東海村空き家等解体・リフォーム工事費補助金のご案内

空き家の解体やリフォームをお考えの皆様へ

村では、空き家の解体工事・リフォーム工事の費用を補助する支援制度を創設しました。ぜひ、この機会に、補助金の活用を考えてみませんか。

1. 補助金の額

$$\boxed{\text{解体工事・リフォーム工事に要する費用}} \times \frac{2}{3} \quad (\text{上限額 80万円})$$

さらに、村内に本店を置く業者による工事の場合は、上限額が 20万円まで加算 され、最大で100万円の補助金を受けることができます。

【例1】

村内に本店を置く業者が税込み60万円のリフォーム工事をした場合

$$600,000 \text{円} \times \frac{2}{3} = 400,000 \text{円} \quad \dots \quad \text{補助金の額} \quad 40 \text{万円}$$

※ 村内に本店を置く業者が工事をしているものの、補助金の計算の結果が、補助金の上限額である80万円を超えていないため、20万円の加算は適用されません。

【例2】

村内に本店を置く業者が税込み240万円の解体工事をした場合

$$2,400,000 \text{円} \times \frac{2}{3} = 1,600,000 \text{円} \quad \dots \quad \text{補助金の額} \quad 100 \text{万円}$$

※ 村内に本店を置く業者が工事をしているほか、補助金の計算の結果が、補助金の上限額である80万円を超えているため、20万円の加算が適用され、上限額100万円になります。

2. 補助金の交付を受けるための要件

(1) 東海村空家・空地バンクに物件登録をすること

東海村空家・空地バンクとは、空き家を「売りたい方」と「買いたい方」を結びつけることによって、空き家の活用を促進させる仕組みのことを言います。補助金の交付を受けるためには、東海村空家・空地バンクへの物件登録を行っていただく必要があります。

(2) 居住の用に供する空き家の解体工事又はリフォーム工事であること

居住の用に供する空き家とは、一戸建て住宅（アパート、貸家等を除く。）のことを言います。なお、物置や工作物のみの工事は、補助金の交付を受けることができません。

(3) 上記のほかにも要件があります

(1) や (2) の要件の他にも、補助金の交付を受けるための要件があります。必ずしも、補助金が受けられるとは限りませんので、詳しくは、都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）にお問い合わせください。

3. 補助金を受けるまでの流れ

補助金の申請から受け取るまでの流れは、次のとおりです。

(1) 都市政策課に事前相談（都市政策課の助言に基づいて申請の準備をしていただきます。）



(2) 申請書の提出（現地での審査があります。）



(3) 工事に着手（工事中は、実績報告書に添付していただく写真を撮影してください。）



(4) 工事完成後に実績報告書の提出（現地での検査があります。）



(5) 東海村空家・空地バンクへの物件登録（1～2か月程度の時間をいただいております。）



(6) 補助金の交付

4. その他

(1) 補助金の申請書は、都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）、東海村公式ホームページ（※）において配布しております。

※ 東海村公式ホームページにある検索窓に「空き家補助金」と入力し、申請様式のダウンロードができるページに進んでください。

(2) 申請書の提出に先立ち、都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）に、事前相談をしてください。（事前相談なしに持参された申請書は、お受けできない場合があります。）

(3) 補助金の申請は、予算の範囲において受け付けます。申請額の合計が、予算の上限額に達したときは、年度内の申請受付を中止することがあります。

(4) 次の項目に該当する場合は、補助金の交付を受けることができません。

- 東海村空家・空地バンクに物件登録をする意思がない方
- 東海村空家・空地バンクの物件登録の要件に該当しない方
- 市町村税を滞納している方
- 暴力団員等である方、暴力団員等と密接な関係がある方
- 東海村外に所在する空き家
- 住居の用に供する部分のない空き家
- 併用住宅のとき、住宅部分の床面積が全体の面積の1／2未満である空き家
- 賃貸の用に供している空き家
- 公共事業の補償の対象となっている空き家
- 解体工事、リフォーム工事以外の工事
- 既に着手した工事、既に完成した工事

(5) 次の費用は、補助金の交付額から除外します。

- 併用住宅のとき、非住宅部分の工事に係る費用
- 一般ごみ、家電製品、家具等の処分に係る費用
- 門扉・塀等の外構工事に係る費用
- 床面積が10平方メートル以上の増築工事に係る費用
- 日用品、家電製品、家具等の購入及び取付工事に係る費用
- シロアリ駆除等防虫工事に係る費用
- 空気調和機の購入及び取付工事に係る費用
- 浄化槽の設置工事に係る費用
- 上下水道の接続工事に係る費用
- 太陽光発電設備、雨水貯留タンクの設置工事に係る費用

(6) 補助金の申請に虚偽があったとき、自己都合によって2年以内に東海村空家・空地バンクの物件登録を抹消したときは、補助金の全額を返還する必要があります。

(7) 本補助金の交付を受けた空き家は、東海村空家・空地バンクを通じて購入した方が実施する解体工事又はリフォーム工事に対して、補助金を交付することができなくなります。

東海村空家等解体・リフォーム工事費補助金に関する問い合わせ先

東海村建設部都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番地1

電話 029-282-1711（内線1245, 1247, 1248）

電子メール toshisei@vill.tokai.ibaraki.jp